

第3次児童相談体制強化プランの進捗状況(令和7年3月31日時点)

【評価区分】自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ：現在の取組を継続又は終結する項目
Ⅱ：更なる取組の拡充・推進を図る項目
Ⅲ：新たな取組が今後必要な項目

具体的取組(大項目)				
(小項目)	取組開始時期	主な取組内容	進捗状況・今後の予定	評価区分
1. 子どもの権利擁護				
(1) 児童虐待防止に向けた普及啓発活動	【継続】	普及啓発活動、研修会、出前講座等	社会全体に幅広く児童虐待防止に向けた普及啓発を行うため、企業と連携した児童虐待防止の取組を行っている。また、オレンジリボン地域協力員養成のための出前講座等を実施し、24回計941名を対象に研修を行った。令和7年度も引き続き研修会を実施する予定。	Ⅰ
(2) 「権利ノート」の活用の徹底	【継続】	「権利ノート」の活用	子どもの施設入所や里親委託の際には、子ども自身の権利について必ず権利ノートを活用した説明を行っている。	Ⅰ
	【新規】 令和3年度から	子どもの権利の説明のあり方検討	子どもの理解促進を図るため、令和4年度中に入所施設や子どもの年齢等に応じた内容に改訂している。	Ⅱ
(3) 子どもの意見を聞く場の設定やアドボケイト制度の検討	【新規】 計画期間の早期	子どもの意見を聞く場の設定、アドボケイト制度構築の検討	児童福祉法に基づく保護措置(一時保護、施設入所、里親委託など)が必要な際には、きちんと子どもに説明するとともに、子ども本人から意見をしっかりと聞くことを徹底している。	Ⅱ
(4) 子どもの権利擁護に関する専門性の強化	【強化】 令和3年度から	実践的研修の実施	法務専門官の知見を活用して、相談支援の場面等で職員の専門性強化を図るとともに、一時保護中の子どもの権利擁護に向けて、被措置児童の環境改善を図っている。	Ⅱ
2. 地域における相談支援体制の強化				
(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化	【強化】 計画期間の早期	各区家庭児童相談室の人員等体制の強化	令和4年度から家庭児童相談相談員(会計年度任用職員)を全区に1名増員。加えて、中央区、北区及び豊平区の各区に職員を1名増員するなど人員体制を強化した。	Ⅰ
(2) 各区における児童相談支援体制の強化	【新規】 令和4年度から	子ども家庭総合支援拠点の機能の位置付け	これまで、各区健康・子ども課に「子ども家庭総合支援拠点」、「子育て世代包括支援センター」の機能を位置付けてきた。令和4年児童福祉法及び母子保健法の改正により、令和6年4月から、それぞれの意義や機能を維持した上で、全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を担う「こども家庭センター」の設置が努力義務とされ、本市では、令和6年4月から各区健康・子ども課に「こども家庭センター」の機能を位置づけている。	Ⅰ
	【新規】 令和3年度から	児童相談所の区支援の体制整備	令和3年度に、児童相談所に家庭支援課(地域支援係)を設置して、区が支援している対象家庭の支援方法等について助言を行うことができる体制を構築した。所内研修への区の参加も積極的に進めている。	Ⅱ
(3) 母子保健相談体制の強化	【強化】 計画期間の早期	母子保健相談員の配置及び心理相談員の増員	こども家庭センターの母子保健機能を強化するため、母子保健相談員及び心理相談員を各区に配置した。	Ⅰ

第3次児童相談体制強化プランの進捗状況(令和7年3月31日時点)

【評価区分】自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ：現在の取組を継続又は終結する項目
Ⅱ：更なる取組の拡充・推進を図る項目
Ⅲ：新たな取組が今後必要な項目

具体的取組(大項目)				
(小項目)	取組開始時期	主な取組内容	進捗状況・今後の予定	評価区分
3. 専門的相談支援体制の強化				
(1) 児童福祉司など専門職員の計画的な配置	【強化】 令和4年度まで	児童福祉司の国基準への増員 【配置】R2:58名→R4:68名	専門的相談支援体制を強化するため、児童相談所に国基準を満たすための人員配置を図っている。今後も人事当局等と調整の上、国基準を満たす配置を継続していく予定。 【配置(基準)】R6:83名(基準76名、定数外7名)、R7:88名(基準同数)	Ⅰ
	【強化】 令和6年度まで	児童心理司の国基準への増員 【配置】R2:22名→R6:33名	関係法令の経過措置期間が終了となる令和6年度までに国基準を満たすよう、計画的に職員を配置。今後も人事当局等と調整の上、国基準を満たす配置を継続していく予定。 【配置(基準)】R6:41名(基準37名、定数外4名)、R7:43名(基準同数)	Ⅰ
	【継続】	医師、保健師の配置	令和2年度から児童相談所に常勤の医師(医事担当部長)を配置。保健師は平成18年度から引き続き配置している。今後、令和7年度の東部児童相談所開設に伴い、医師1名、保健師2名を新たに配置する予定。	Ⅰ
	【新規】 計画期間の早期	弁護士の常時配置の実施	令和3年7月1日付けで特定任期付職員(法務専門官)として常勤弁護士を児童相談所に配置。R5年度末の任期終了に伴い、令和6年度より新たな弁護士を常勤配置したところ(任期:令和8年度まで)。令和7年度からは一時保護開始に係る司法審査制度が導入されるなど、法的専門性の強化が必要であるため、今後も常勤配置を継続していく予定。	Ⅰ
(2) 介入と支援に対応した体制の確立	【継続】	介入と支援部門の分離、「48時間ルール」の徹底	道警からの出向や連絡協議会等を継続し、相互理解や情報共有の促進を図るとともに、令和4年度から緊急対応担当職員を増員して、警察からの同行要請に対する体制を充実し、児童虐待防止の強化を図っている。更に令和6年度からは警察との相互派遣を開始し、連携を強化しているところ。今後、東部児相開設後も専任の部長職・課長職を配置し、「支援と介入の分離」「48時間ルール」の更なる徹底を図っていく。	Ⅱ
(3) アセスメントシートの活用や進行管理の徹底	【継続】	アセスメントシートの活用、研修の実施	令和6年度は児童相談所や家庭児童相談室の新任職員に加え、新たに母子保健担当課の職員も交えたアセスメントシートを用いた研修を実施。また、在宅支援アセスメントシートの年齢部分を変更するなど、より効果的に使用できるよう、一部改正をおこなった(令和7年4月運用開始)。支援状況の管理や認識を共通のものとするため、令和7年度も引き続き研修を実施する予定。	Ⅰ

第3次児童相談体制強化プランの進捗状況(令和7年3月31日時点)

【評価区分】自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ：現在の取組を継続又は終結する項目
Ⅱ：更なる取組の拡充・推進を図る項目
Ⅲ：新たな取組が今後必要な項目

具体的取組(大項目)				
(小項目)	取組開始時期	主な取組内容	進捗状況・今後の予定	評価区分
(4) 専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制	【新規】 令和3年度から	体系的な体制、キャリア形成等の検討	令和3年度の社会人経験者の部採用試験から、新たに「福祉コース」の試験区分を追加。キャリア形成等により専門性を蓄積できるよう、令和4年度末に福祉コースの職員に係る育成方針を総務局・保健福祉局との3局協働で策定。令和5年度から同方針に基づくキャリアラダーを踏まえた段階別の研修実施や、定期面談等でのキャリアラダー・年間育成計画書・研修手帳の活用など、福祉分野の中核となる職員の育成を進めている。今後も「子ども虐待防止に係る人材育成検討委員会」へ定期報告し、外部の専門家の意見を踏まえながら、随時内容のブラッシュアップ等を行っていく。	Ⅱ
(5) 体系的な研修の計画と実施	【強化】 令和3年度から	研修の体系化など職員の育成・研修体制の確立	下記育成体系に基づき、研修をより実効的なものとするためOJTの具体的な検討を進め、受講する者だけでなく指導する立場の職員の専門性向上にも寄与するよう研修の体系化を図る。	Ⅱ
	【新規】 令和3年度から	職員研修計画の外部専門家による評価等の検討	児童虐待防止の関係部局において、外部の専門家の意見も踏まえながら、「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」を令和4年度末に策定。同ビジョンの職員への普及啓発のための取組を実施するとともに、同ビジョンの趣旨を踏まえて「協働の組織文化醸成」等を図るため、各区での多職種合同研修の実施を推進しているところ。今後も福祉コース育成方針と同様に外部の専門家の意見等踏まえながら、「過去の虐待事例を風化させないよう」(同ビジョンのパスより)取組を実施していく。	Ⅱ
(6) (仮称)第二児童相談所の整備	【新規】 令和3年度から	(仮称)第二児童相談所の整備 【設計】令和3年度開始 【開設(予定)】令和7年度	令和5年10月に着工し、令和7年7月のしゅん工に向けて工事を進めているところ。供用開始は、各種準備期間を経て、令和7年9月22日を予定している。	Ⅰ
(7) 一時保護体制の強化	【新規】 (再掲)	(仮称)第二児童相談所への一時保護所の設置 【開設(予定)】令和7年度	本プランに掲載した(仮称)第二児童相談所設置方針にのっとり、一時保護所の設置(併設)を前提とした設計を行い、令和7年9月22日の供用開始に向けて工事を進めている。	Ⅰ
	【新規】 令和3年度	仮設一時保護所の設置 【定員】仮設一時保護所20名拡充	令和3年度に一時保護三係を新設の上、同年11月から仮設建屋の供用を開始し、仮設一時保護所定員を20名拡充した。	Ⅰ
(8) 児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築	【新規】 令和3年度	児童相談、母子保健情報等のシステム連携による子育てデータ管理プラットフォームの構築	令和3年7月から子育てデータ管理プラットフォームの運用を開始。児童相談所や区といった関係機関間で必要な情報の円滑かつ迅速な共有が可能となった。今後、その他の情報との連携について、効果的なデータ連携に向けた庁内検討を進めていく。	Ⅱ
	【新規】 令和3年度	養育支援員の提供体制の拡大の検討	令和6年度当初3者だった受託事業者を、令和6年度末時点において6者へ拡大。提供体制を拡充できるよう、引き続き検討を進める。	Ⅱ

第3次児童相談体制強化プランの進捗状況(令和7年3月31日時点)

【評価区分】自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ：現在の取組を継続又は終結する項目
Ⅱ：更なる取組の拡充・推進を図る項目
Ⅲ：新たな取組が今後必要な項目

具体的取組(大項目)				
(小項目)	取組開始時期	主な取組内容	進捗状況・今後の予定	評価区分
(9) 検証報告書の提言への取組に対する評価	【新規】 令和3年度	検証報告での提言への取組状況の外部評価	令和3年度に評価ワーキンググループを立ち上げ、提言に対する取組の実施状況等について、外部専門家による評価を受けた。評価報告書の意見も踏まえながら、各取組を拡大・推進していく。	Ⅱ
(10) 児童相談所の自己点検の実施、外部評価の検討推進	【新規】 計画期間の早期	自己点検の実施、外部評価の検討	児童相談業務の質向上を図るため、令和3年度は自己評価による点検を実施。令和4年度は評価機関による第三者評価を実施し、業務を振り返り、児童相談体制の更なる強化につなげている。令和5・6年度にはそれぞれ自己評価を実施し、令和7年度には第三者評価を実施予定。	Ⅰ
4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実				
(1) 里親委託と里親支援の推進	【強化】 令和3年度から	里親登録者数増に向け戦略的なリクルート等の取組 【里親委託率】 R1:30.4%→R6:38.0%	引き続き3か所の民間フォスタリング機関により戦略的なリクルートや適切なマッチング等の支援に取り組むことで、里親委託率の目標達成等、着実な里親委託の推進につながった。今後は里親支援体制の再構築を含め、更なる里親委託推進に取り組む。 【里親委託率※各年度末】R2:31.9%、R3:35.1%、R4:37.5%、R5:39.1%、R6:42.1%	Ⅱ
	【新規】 令和3年度から	民間フォスタリング機関の設置	令和3年度に2か所のフォスタリング機関を新設した後、令和4年度から複数年契約により3か所のフォスタリング機関による体制を構築し、フォスタリング(里親養育包括支援)事業を本格実施している。 令和7年度は、フォスタリング機関のうち1か所を里親支援センターに移行するとともに、他フォスタリング機関の体制強化を図り、より地域に根差した里親支援に取り組む。	Ⅱ
(2) 施設の小規模化かつ地域分散化	【継続】	施設本体のケア単位小規模化や、地域小規模児童養護施設の設置推進	児童養護施設等を運営する法人と協議を重ね、社会的養護を必要とする子どもの受け皿として、小規模化・地域分散化を計画的に進めていく。	Ⅰ
(3) 施設機能の強化及び一時保護機能拡充	【強化】 令和3年度から	専門職員配置の促進、研修実施による機能強化	国基準に基づく専門職員(心理療法担当職員等)の配置促進や、職員の指導等を行う基幹的職員の養成研修実施等により、児童養護施設等における養育環境の向上を図っていく。	Ⅰ
	【新規】 計画期間の早期	施設での一時保護児童の受け入れに向けた体制整備 【定員】一時保護専用施設整備(6名)	令和5年度に1か所開設し、合計5か所となった。現時点で計画されていた一時保護専用施設の整備は完了したため、今後は児童養護施設、里親等も含めた一時保護児童の受入れ先確保に努める。	Ⅱ
(4) 児童家庭支援センターの増設と連携強化	【継続】	児童家庭支援センター設置支援 【設置】R2:4か所 → R4:6か所	児童養護施設の改築整備等と併せて整備を進めており、R4年度には市内全ての児童養護施設において整備が終了した。	Ⅰ
	【強化】 令和3年度から	児童家庭支援センター等への指導委託の推進	月に一度実施している区ごとの情報共有会を活用し連携強化を図るとともに、センターでの継続支援が有効と考えられるケースについては、引き続き指導委託を進めていく。	Ⅱ

第3次児童相談体制強化プランの進捗状況(令和7年3月31日時点)

【評価区分】自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ：現在の取組を継続又は終結する項目
Ⅱ：更なる取組の拡充・推進を図る項目
Ⅲ：新たな取組が今後必要な項目

具体的取組(大項目)					
	(小項目)	取組開始時期	主な取組内容	進捗状況・今後の予定	評価 区分
	(5) 母子生活支援施設の活用に向けた連携強化	【強化】 令和3年度から	母子生活支援に関わる機関の連携強化	令和5年度に「札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性について」を策定し、多様化する母子家庭のニーズに答えるため母子生活支援施設の改築や専門職の配置による施設の機能強化、出産前後において困難を抱える妊婦への支援などを実施していくこととしている。 令和5年度は1施設改築済み、令和6年度は自立支援担当職員の新たな配置や心理療法担当職員を配置する施設の拡充などを実施。令和7年度は1施設の改築に着工することや、入所児童への学習支援の強化などを実施予定。	Ⅱ
	(6) 社会的養護自立支援の推進	【継続】	社会的養護自立支援事業の実施	児童福祉法の改正により、令和6年度から社会的養護自立支援事業が児童自立生活援助事業に移行となった。 今後も自立に向けて対象者個々の状況に応じた適切な支援を実施していく。	Ⅱ
		【継続】	社会的養護経験者へのヒアリング	今後も継続的に実施し、当事者の声に耳を傾け、社会的養育環境の維持・向上、自立支援の充実に取り組んでいく。	Ⅰ
5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化					
	(1) 児童虐待防止ハンドブックの活用	【継続】	ハンドブックを用いた理解の促進	関係機関に対し、個別ケース検討会議を関係機関が開催できる旨を記載している児童虐待防止ハンドブックダイジェスト版の配布や説明等を継続して行いながら当事者意識を喚起していく。	Ⅰ
	(2) 関係機関と連携した支援の体制	【強化】 令和3年度から	関係機関との合同研修の強化	令和3年度に全区の要対協代表者会議の構成員に障がい児支援機関を位置付けて連携を強化した。引き続き、区要対協における合同研修の開催等を実施する。	Ⅱ
		【強化】 令和3年度から	要対協各区代表者会議の体制強化	令和3年度から業務マニュアルを改正し、区家庭児童相談室又は児童相談所が継続的に支援する家庭を要対協の対象とすることを明確化。引き続き漏れのない支援を徹底していく。	Ⅰ
	(3) DV相談窓口との連携強化	【継続】	情報共有の徹底	警察との連絡協議会等を継続し、相互理解や情報共有の促進を図り(再掲)、各区保健福祉部との情報共有の徹底を図ることで、対象世帯や子どもの見落としを防ぎ、必要な支援に繋げている。	Ⅰ
		【強化】 令和3年度から	支援関係機関での研修会等実施	男女共同参画課、NPO法人「女のスペース・おん」と児童相談所の合同によるケースカンファレンス(事例検討会)を実施するとともに、男女共同参画課主催のDV相談員向け研修会(毎年度複数回開催)に児童相談所職員が参加し、DV支援に係る理解促進及び支援機関の連携強化を図っている。	Ⅱ
	(4) 思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施	【新規】 計画期間の早期	支援のあり方についての調査及び検討	支援の主な対象となり得る10代後半から20代前半の女性が抱える悩みや困りごとを把握し、今後の施策等に生かすため、ヒアリング調査とアンケート調査の2つの調査を実施。調査結果を踏まえ、下記事業を開始した。今後は、喪失感や暴力等の被害により困難を抱えた女性を支援できるよう、NPOとの連携や居場所の必要性について、引き続き検討を進める。	Ⅱ
		【新規】 計画期間の早期	支援の枠組み創設	令和3年8月から、10代後半から20代の若年女性を主な対象に、SNS等を活用したアウトリーチ支援や安全・安心な一時的な居場所の提供、自立支援を行う事業を開始し、継続している。	Ⅱ